

## [事案 26-128] 特約保険料支払済確認請求

・平成 27 年 9 月 28 日 裁定不調

### <事案の概要>

契約内容変更時に、保険料払込期間について、募集人による説明不足があったことを理由に、申立人が誤認したとおりの契約履行を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 57 年 3 月に契約した生存給付金付終身保険の特約について、以下の理由により、55 歳時点で特約保険料が支払われたとして、契約を継続してほしい。

(1) 保険料払込期間は 55 歳（平成 15 年）までであったが、平成 7 年 6 月に特約を変更したところ、主契約を除いて、保険料払込期間は平成 15 年までではなくなり、55 歳以降同特約を継続するためには、55 歳時点でその後の特約保険料を一括支払いすることが必要になっていた。

(2) 特約変更時、そのような説明は受けていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 主契約の保険料払込期間満了時に、特約保険料の一括支払いが必要であることは、特約変更時に交付した「特約中途付加のしおり・約款」に記載されている。

(2) 保険証券に貼付して送付した契約内容変更証書にも、特約保険料の支払いが必要であることは記載されている。

(3) 主契約の保険料払込期間満了時に、「保険料払込期間満了に伴う特約継続のご案内」と「特約継続払込用紙」を送付し、支払い督促の葉書も送付している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど特約変更時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反は認められないが、以下のとおり、特約変更時の説明が不十分であったことが認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

(1) 事情聴取における主張等によると、本件紛争段階では、申立人の主張どおりの誤解をしていた可能性も否定できない。特約変更時の説明状況は不明であるが、募集人が、特約の存続期間とは別に、主契約の払込期間終了後には、特約保険料を別に支払わなければならないことを、分かりやすくかつ明確に説明をしていれば、申立人にこのような誤解を生じさせた可能性は低いものとする。

(2) したがって、募集人の説明義務違反とまでは認められないものの、申立人が十分理解できるような説明が不足していた可能性は否定できない。

